

社会的養護の子どもアドボカシーに  
かかる法制度の理解(補足)  
(2025年12月)

定者 吉人(弁護士)

親子分離の手続き

親子分離の手続き—子どもの権利条約の規定

(子どもの権利条約 第9条1項但書)

ただし、権限のある当局が、司法の審査(judicial review determine)に従うことを条件として、適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。(政府訳)

旧法の一時保護手続

(児童福祉法 第33条1項)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条1項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

改正後の一時保護、一時保護委託

児童福祉法第33条「児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。(2025.6.1から施行)

内閣府令で定める場合とは

- ・児童虐待を受けた、またはそのおそれがある場合
- ・少年法による送致や警察からの通告を受けた場合
- ・児童の行動が自己または他者の生命・心身等に危害を生じさせた、またはそのおそれがある場合
- ・児童が自らの保護を求めた場合
- ・保護者不在や住居不定の場合
- ・保護者による保護の求めがあつた場合

### 一時保護状

一時保護状は、児童相談所による一時保護判断の適正性を確保し、手続きの透明性を高めるため導入された。

児童相談所は、親権者等の同意が得られない場合、裁判官に、

- 一時保護状の発付を請求し、一時保護状に基づいて一時保護を行う。
- 一時保護状の発付がないまま一時保護した場合、原則として一時保護開始から7日以内に、一時保護状の発付を請求する必要がある。7日以内に一時保護を解除した場合は請求不要。

### 一時保護の期間

(児童福祉法 第33条)

第12項 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

第13項 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

(続き)

第14項 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。

### 一時保護(一時保護委託)の課題(思いつくままに)

- 原則として事前に子どもから思いや願いを聞くべきではないか？聞く際にはアドボケイトを必要的に配置するべきではないか。
- 事後に聞く場合、アドボケイトを必要的に配置するべきではないか。
- 親の同意がある場合も司法審査を経るべきではないか？
- 一時保護所等は良好な家庭環境といえるか？
- 一時保護所は子どもの権利実現の場となっているか(むしろ子どもの権利を侵害する場所になっていないか)

子どもの思いや願いを聴いて尊重する

### 年表

- 1989 子どもの権利条約 制定
- 1994 日本が批准
- 2016 児童福祉法改正 第1条「(子どもの権利)条約の精神にのっとり…」
- 2017 新しい社会的養育のビジョン
- 2019 児童福祉法改正 附則第7条第4項「2年を目指して…児童の意見を聞く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築…」
- 2019 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム
- 2022 児童福祉法改正
- (同) こども基本法制定

### 新ビジョンに書かれた、子どもの意見の尊重

- 年齢に応じた形で子どもの意見を支援サービスに反映させるべきである。(12ページ)
- 一時保護や代替養育への移行などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。(24ページ)
- ケアを受ける場所の移行期こそ、子どもに十分な説明をし、子どもの意見を聞き、子どもの尊厳を大切にし、子どもが無力感を持たないような配慮が必要である。(38ページ)

(続き)

代替養育においては、子どもの意見表明権の保障が重要である。また、…代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるか否かについて聴取されるべきである。

子どもの意見表明権を保障するために、子どもの年齢にかかわらず、子どもの希望も踏まえ、必要に応じてアドボケイトをつける制度が求められる。(37ページ)

### 児童福祉法等の一部を改正する法律(2019年)の附則7条4項

「政府は、この法律の施行(2020年4月1日)後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聞く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

### 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

2019年12月19日設置

堀さん、栄留さんが参加

### アドボケイト制度の構築に関する調査研究

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

受託 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 2019～2020

[報告書](#) 2020年3月

冒頭に

「令和元年児童福祉法改正法では、改正法施行後2年を目途に、「児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。本調査研究は、これまでの背景や検討の経緯を踏まえ、アドボケイターに関する制度の導入に向けたガイドライン案をはじめ、アドボケイターに関連する制度を構築する上での検討を行うための基礎資料を得ることを目的として実施した。」

(続き)

「特に独立(専門)アドボケイター及びその実践者である子ども意見表明支援員の活動内容や要件等を具体的に定めた(第VI章 アドボケイターに関するガイドライン案)。今後、都道府県等が子ども権利擁護システムを構築するにあたり、このガイドライン案がアドボケイターの仕組みを整備する際の参考資料として活用されるとともに、多くの地域においてアドボケイターの実践が展開され、ガイドライン案の記載内容をさらに充実させることが期待される。」

第VI章 アドボカシーに関するガイドライン案では、表題にかかわらず、アドボカシーやアドボケイトに代えて、意見表明事業、意見表明支援員の用語を用いることを徹底しており、違和感がある。

また「アドボカシーに関するガイドライン案」は報告後ただちに厚労省から全国に向けて通知され、以後、アドボカシーやアドボケイトに代えて、意見表明事業、意見表明支援員の用語を用いることの流れを作ることとなった。

## 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

2021年5月27日 とりまとめ（9ページ）

「児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきである。

さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても着実に検討を進めていくべきである。」

### （そのほか）

- ・子どもの権利侵害を把握し改善するため、権利擁護の仕組み（相談・申立・監視）が必要。
- ・都道府県の児童福祉審議会等を権利擁護機能として活用できるようにすべき。
- ・意見聴取→アドボカシー→権利擁護を一体的な制度として位置づけるべき。
- ・必要な措置（法改正を含む）の検討を進めるべき。

## 改正児童福祉法(2022)の 子どもの意見表明権に関する新規定

2022.6.8 成立（同年6.14 公布）

2024.4.1 施行

- 1 意見聴取等措置（第33条の3の3）
- 2 意見表明等支援事業（第6条の3第17項、第34条の7の2）
- 3 都道府県の、意見表明等支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施する努力義務（第33条の6の2）

### とりまとめから法制化に至ったものは形ばかり

- ・意見聴取義務（唯一の実質義務）→○
- ・意見表明等支援の整備（努力義務）→△
- ・権利擁護の仕組み（努力義務）→△

### 附則が求めた

- ・アドボカシーの制度化
- ・権利擁護機関の制度化

といった“中心部分”は、全て実現されなかった

### アドボカシー（アドボケイト）の復権に向けて

#### 取り組みの例

- ・実践する一個別に、子どもの思いや願いを伝え反映させる
- ・こども家庭庁と連携してマニュアルやガイドラインを作る
- ・自治体の条例（子ども権利条例）を用いて権利条約12条の実現を図る
- ・児童福祉法改正－子ども基本法の1条、3条を根拠にして6条の3⑯、33条の6の2、34条の7の2などの改正

## こども基本法の目的

＜第1条＞ この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にいかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができると社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に關し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

＜3条＞ こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。すべてのこどもが、

- ・個人として尊重され、差別されない(1号←憲法13条、同14条、子どもの権利条約の2条)
- ・福祉に係る権利が等しく保障され、教育を受ける機会が等しく与えられる(2号←条約の6条=生命、生存及び発達に対する権利)
- ・意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保され、その意見が尊重される(3号と同4号←条約の12条)
- ・最善の利益が優先して考慮される(4号←条約の3条)

国連子どもの権利委員会は以上の4つの理念を、子どもの権利条約の4つの一般原則と位置づけている。(続く)